

# 豊川市被災者生活再建支援金のご案内

自然災害により被害にあわれた世帯のうち、豊川市被災者生活再建支援金制度の対象となる世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給します。

## 1 対象・支給額（別表のとおり）

---

① 単身（1人）世帯か、複数（2人以上）世帯か で区分が異なります。

② 『基礎支援金』と『加算支援金』の2つがあります。

□基礎支援金は住宅の被害の程度 以下の区分に該当する場合

全壊、半壊解体・敷地被害解体、長期避難、大規模半壊

※中規模半壊の方は、加算支援金のみでの支給となります。

□加算支援金は住宅の再建方法 以下の区分に該当する場合

・新たに住宅を建てる方、購入する方 →「建設・購入」

・住宅の一部を補修、改修等する方 →「補修」

・新たに賃貸住宅などに引っ越しする方 →「賃借」

※ただし、加算支援金は市内で住宅の再建（建設・購入、補修、賃借）を行う場合に限ります。

## 2 申請期間

---

災害発生日から起算して、基礎支援金は13か月、加算支援金は37か月を経過する日まで。

## 3 支給の流れ

---

① 罹災証明書の申請をします。【資産税課へ】

② 調査員による被害家屋等の調査【資産税課】

③ 罹災証明書の発行【資産税課】

④ 被災者生活再建支援金の申請をします。【行政課へ】

○ 豊川市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）

○ 添付書類

ア：住民票（被災時点の住所・世帯全員分・続柄入り）【市民課】

※マイナンバー付の住民票は提出しないでください。

イ：罹災証明書【資産税課】

ウ：半壊解体・敷地被害解体の世帯の場合のみ、以下の書類

- ・やむを得ず解体したことが確認できる証明書【危機管理課】や減失登記簿謄本など
- ・住宅の応急危険度判定結果【資産税課】、敷地の修復工事（※住宅の敷地に被害を受けた世帯）の契約書【民間企業】など

エ：長期避難世帯の場合のみ、以下の書類

- ・長期避難世帯に該当する旨の市による証明書【危機管理課】

オ：加算支援金申請の場合、以下の書類

- ・住宅を建設、購入、補修又は賃貸借を行ったことを示す契約書等の写し及び資金計画【民間企業】

⑤ 支給の適否の審査、決定【行政課】

⑥ 支援金請求書を提出します。【行政課へ】

- 豊川市被災者生活再建支援金請求書（様式第4号）

振込先口座が確認できる預金通帳の写しなどを添付

⑦ 口座振込により支給【行政課】

⑧ 状況報告書を提出します。【行政課へ】

- 豊川市被災者生活再建支援金再建状況報告書（様式第5号）

- 申請の内容どおりに再建を完了したことがわかる以下の書類

《建設・購入の場合》

建物の登記簿謄本、建設工事施工業者の工事完了報告書又は施工前後の写真

《補修の場合》

補修工事施工業者の工事完了報告書、補修工事費を支払ったことがわかる領収書又は施工前後の写真

《賃借の場合》

変更後の住民票、賃貸契約書等又は家賃が引き落とされたことが分かる預金通帳等の写し

※罹災証明書の内容が変更になったとき、偽りその他不正手段により支援金の給付を受けたとき、申請の内容どおりに住宅の再建を行わなかったとき等の場合は、支援金を返還していただくことがあります。

【申請・問い合わせ先】

豊川市役所 総務部 行政課（本庁舎2階）〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話：0533-89-2123 FAX：0533-89-2125

メール：gyosei@city.toyokawa.lg.jp

別 表

豊川市被災者生活再建支援金支給額

(1世帯につき(単位:万円))

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊	-	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊	-	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

(注)

- 1 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- 4 賃借には、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含めない。